

## 日本学術会議推薦新会員の内閣総理大臣による任命拒否に関する声明

2020年10月16日

日本学童保育学会

菅内閣総理大臣は10月1日、日本学術会議が推薦した会員候補者中6人を新会員に任命しませんでした。

日本学術会議は、日本学術会議法に基づき政府から独立して職務にあたり（第3条）、また科学に関する研究成果を政府に勧告をすることができる（第5条）学術機関として規定されています。日本学術会議の会員は、学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（第7条第2項）となっています。会員の任命に関する従来の政府見解は、総理大臣による任命は形式的なものであるというものであり、これまで学術会議の推薦に対する任命拒否は一切行われて来ませんでした。しかし今回菅総理大臣は「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から」判断したといい、政府は法定された任命権の行使であるとしていますが、従来の見解とは異なる措置を採ったことについての法解釈上の正当性の主張や、その理由について一切の説明がなされていません。

日本学術会議が政府の介入を受けることなく自由に活動できることは、日本国憲法第23条で定める「学問の自由」に基づくものであり、菅総理大臣の今回の対応は「学問の自由」を侵害する重大な問題であり、日本学術会議法に定められた同会議の独立性を否定するものです。

学童保育に関する自由な研究すすめ、わが国の学術の発展に寄与することを目的とする本学会は、「学問の自由」と学術団体・組織の独立性・自律性を脅かす今回の菅総理大臣の対応は、学術研究活動全般に大きな否定的影響を及ぼすものとして看過することが出来ません。日本学術会議会長が表明した6名の方への任命拒否の撤回要求に賛同するとともに、6名の方々についての任命拒否の理由と経緯を明らかにすることを求めます。